

資料編

1 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置規程

平成 14 年 3 月 28 日

訓令第 12 号

改正 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 4 号

平成 19 年 3 月 19 日訓令第 5 号

平成 21 年 3 月 16 日訓令第 6 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号

平成 23 年 6 月 28 日訓令第 12 号

平成 26 年 9 月 1 日訓令第 12 号

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 29 年 6 月 30 日訓令第 10 号

平成 30 年 3 月 23 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 27 日訓令第 9 号

令和 3 年 3 月 30 日訓令第 9 号

令和 5 年 6 月 1 日訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 真岡市における高齢者保健福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 計画策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 介護サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等市が講じる措置その他保健福祉計画及び介護保険事業計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。
(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはいきいき高齢課長、副部会長には社会福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部いきいき高齢課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第6号）

この訓令は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成22年訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第12号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第12号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第10号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 14 号）

この訓令は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総合政策部長、市民生活部長、建設部長、総合政策課長、市民協働推進室長、くらし安全課長、国保年金課長、健康増進課長、いきいき高齢課長、社会福祉課長、建設課長

別表第 2（第 5 条関係）

総合政策課、市民協働推進室、くらし安全課、国保年金課、健康増進課、いきいき高齢課、社会福祉課、建設課
--

2 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、市民参加のもと、幅広く意見を聴くため、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇話会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 医療、保健及び福祉に関係のある者
- (4) 市内に1年以上居住する40歳以上の者で公募により選出された者

（座長）

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

（会議）

第4条 懇話会は、必要な都度市長が招集し、座長がその議長となる。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、健康福祉部いきいき高齢課が行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	当号	備考
1	麦 倉 竹 明	第1号	民生文教常任委員会委員長
2	春 山 則 子	第1号	真岡市国民健康保険運営協議会長
3	大 島 基 圓	第2号	真岡市自治会連合会副会長
4	磯 野 里 子	第2号	真岡市社会福祉協議会会長
5	清 宮 誠 一	第2号	真岡市民生委員児童委員協議会副会長
6	細 島 尚 子	第2号	真岡市女性団体連絡協議会副会長
7	森 セイ子	第2号	特定非営利活動法人ま・わ・た理事
8	佐 藤 和 夫	第2号	真岡市ボランティア連絡協議会長
9	深 谷 仲 秀	第3号	芳賀郡市医師会真岡支部長
10	稲 見 佳 大	第3号	真岡市歯科医師会会長
11	趙 達 来	第3号	真岡市介護認定審査会長
12	三 橋 明 美	第3号	栃木県看護協会県東地区支部長
13	小 島 義 則	第3号	老人保健施設喜望荘施設長
14	廣 澤 真理子	第3号	芳賀郡市管内介護支援専門員連絡会
15	石 田 みとり	第4号	被保険者代表（一般公募）
16	木 下 和 子	第4号	被保険者代表（一般公募）
17	中 里 晴 美	第4号	被保険者代表（一般公募）
18	宮 腰 良 重	第4号	被保険者代表（一般公募）
19	酒 井 由 理	第4号	被保険者代表（一般公募）

4 策定の経緯

年 月 日	内容
令和4年12月7日 ～令和5年1月17日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・市内在住の65歳以上の方 ※要介護1～5の認定を受けている方を除く
令和4年9月26日 ～令和5年2月28日	在宅介護実態調査 ・在宅で生活している要支援・要介護認定者
令和4年11月22日 ～令和5年2月17日	事業所調査 ・介護サービス提供事業所
令和5年7月18日	第1回 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定方針について ・第9期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・今後のスケジュール
令和5年8月30日	第1回 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会 ・真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定方針について
令和5年11月9日	第2回 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・第9期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
令和5年11月20日	第2回 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会 ・第9期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
令和6年1月15日 ～令和6年2月13日	パブリックコメントの実施

5 用語の解説

【あ行】

【ICT（アイ・シー・ティー）】

「Information and Communication Technology」の略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れたICTが用いられている。

【アドバンス・ケア・プランニング】

入院している患者等が、病気等の理由により意思決定能力が低下した場合に備え、今後の医療や介護等の方針について家族や医療従事者等と話し合いを行い、決めておくこと。

【NPO（エヌ・ピー・オー）】

「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。

【エンディングノート】

人生の最期を見据えながら、「終活」の一環として、家族や友人に伝えたいことや自分の希望などを記しておくノートのこと。

【オレンジサポーター】

オレンジサポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守る応援者のこと。

【か行】

【介護サービス計画（ケアプラン）】

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者を定めた計画のこと。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

【介護職員処遇改善加算制度】

介護サービス事業所が、介護職員のキャリアアップの仕組みをつくったり、職場の労働環境の改善を行ったりした場合に、介護サービス事業所に対して通常の介護報酬に一定率を加算して支払われる制度。支払いを受けた介護サービス事業所は、介護職員の給料とは別に手当として支給する必要がある。

【介護予防】

元気な人も、支援や介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるよう、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うこと。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業のこと。

【通いの場】

地域に住む高齢者が定期的に集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取組のこと。

【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座を行う講師役の人。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト研修を受講し、登録する必要がある。

【協議会】

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局を担う。

【ケアマネジメント】

介護を必要としている人やその家族がもつ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

【権利擁護】

意思能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながらもっている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護すること。

【高額介護サービス費】

サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。

【後期高齢者】

75歳以上の方をいう。

【高齢化率】

国連は 65 歳以上を高齢者としている。高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいう。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に速く、他の先進諸国がおよそ 90～100 年で高齢社会（高齢化率 14%以上）に移行しているのに対して、我が国は 30 年ほどで移行している。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいうが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が 7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」とした。

【高齢者虐待】

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいう。平成 18 年 4 月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「経済的虐待」、「性的虐待」を定義している。

【コーホート要因法】

年齢階層別に生ずる変化を、その要因（死亡、出生、人口動態）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

【さ行】**【在宅医療】**

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、住診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称。

【社会福祉協議会（略称：社協）】

社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市町村単位に一つずつ設置されている。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

【社会福祉士】

社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。

【消費者被害】

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けている。高齢者は「お金」、「健康」、「孤独」の 3 つの大きな不安をもっているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙う。また、高齢者は自宅にいたが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴である。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人である。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。

【成年後見制度】

財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分ですることが困難であったり、悪徳商法等の被害に遭ったりするおそれのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などをする。

【前期高齢者】

65 歳から 74 歳の方をいう。

【た行】**【ターミナル】**

治療による回復の見込みがなく、死を迎える前の状態・人生の終末期をいう。

【第 1 号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方をいう。

【第 2 号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方をいう。

【ダブルケア】

育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。

【団塊ジュニア世代】

昭和 46～49 年生まれの第 2 次ベビーブーム世代のこと。

【団塊の世代】

第 2 次世界大戦後の昭和 22～24 年生まれのベビーブーム世代のこと。堺屋太一氏が昭和 51 年に発表した小説『団塊の世代』に由来している。団塊の世代は約 800 万人おり、平成 14～16 年の出生数約 340 万人に比べても、人口構成上突出した世代となっている。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

【地域ケア会議】

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。

【地域支援事業】

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包活的支援事業」、「その他の任意事業」からなる。市町村や市町村から委託を受けた事業者が実施する。

【地域包括ケア】

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体で提供することを目指すもの。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの主要な役割となる。

【地域包括ケア「見える化」システム】

都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」、「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」、「介護サービス見込量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を、厚生労働省が提供しているシステム。

管理者機能、推計など保険者に限定されている機能もあるが、一般市民が閲覧することも可能である。(URL:<https://mieruka.mhlw.go.jp/>)

【地域包括支援センター】

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能をあわせもつ機関。

【チームオレンジ】

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのことで、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターがメンバーとなる。外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などの活動を行う。

【特定入所者介護サービス費】

所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付のこと。

【閉じこもり】

統一された定義や概念はないが、「1日のほとんどを家の中あるいはその周辺(庭先程度)で過ごし、日常の生活行動範囲が極めて縮小している」、「週1回も外出しない」など、生活が不活発になり、様々な心身の機能低下を引き起こしてしまう危険性がある状態を指す。閉じこもりは、老化による体力低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、家族の態度・接し方や住環境、気候風土の社会・環境要因が関連し、発生するものとされている。

【な行】**【日常生活圏域】**

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

【任意事業】

地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等をいう。

【認知症】

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

【認知症ケアパス】

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを指す。

【認知症サポーター】

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。

【認知症施策推進大綱】

令和元年6月の閣議で決定した政策大綱。平成27年1月から進めてきた「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を拡充し、従来の「共生」重視に「予防」を加えた。大綱の具体的な施策は、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱からなる。

【認知症疾患医療センター】

かかりつけ医や介護・福祉施設、地方自治体とも連携し、地域の中で認知症の方やその家族に、適切な専門医療を提供し、診察や相談に応じる専門機関のこと。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる支援体制のためのチームのこと。

地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを含む病院等に配置され、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が支援対象者に対して訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

【認知症地域支援推進員】

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図るなどの活動をしている。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人も、障がいのない人と同様の生活ができるよう支援するべきという考え方。

【は行】

【PDCAサイクル】

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のサイクルを繰り返し、管理やマネジメントを行う手法のこと。

【フレイル】

加齢に伴い筋力やこころの活力が低下した状態のことで、要介護状態になったり、怪我や病気のリスクとなる。適切な介入により、改善できる可能性がある。

【包括的支援事業】

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等をいう。

【保健師】

国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。市町村や地域の保健所等に勤務し、住民の健康増進や保健指導等を行う。

【本人ミーティング】

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場。

【ま行】

【看取り】

近い将来、死が避けられないと判断された人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること。

【民生委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などがある。

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上に当てはまり、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高くなっている状態のこと。

【や行】

【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

【要介護者】

要介護状態又は要支援状態にあると認定された人のこと。介護又は支援の必要の程度により要介護1～5、又は要支援1、2に区分される。

【ら行】

【リハビリテーション】

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練のこと。

身体的な機能回復訓練のみにととまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が充てられる。

【老人クラブ】

高齢者自ら老後の人生を健全で豊かなものにする自主的な組織で、概ね 60 歳以上の方で構成され、レクリエーション、教養を高める活動、社会奉仕活動など広汎に活動している。市レベル、県レベル、国レベルに連合組織がある。

第9期真岡市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月

発行：真岡市
編集：真岡市健康福祉部 いきいき高齢課
〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地
電話：0285-83-8195
FAX：0285-83-8554
URL：<https://www.city.moka.lg.jp>

